許認可等の内容		一般廃棄物処理業許可			
根拠法令等及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項			
標準処理期間	根拠条項	未設定			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
	標準処理期間		日		
	根拠条項	廃棄物の	の処理	及び清	掃に関する法律第7条第5項及び第10項
	参考事項	栃木市原	尧棄物	の処理	及び清掃に関する条例及び同施行規則
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
				-	

## 【基準】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

## 2~4 略

- 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
  - 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
  - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
  - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
  - 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
    - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな つた日から五年を経過しない者
      - ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的 とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力 団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の 3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第2

- 22条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 二 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号二において同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- へ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、木の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法 定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号 ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの

- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄 する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を 処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として 行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

## 7~9 略

- 10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
  - 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
  - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
  - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
  - 四 申請者が第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- 11 第1項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、 又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 12~16 略